

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2017年5月16日
東村山市議会議長様

議席番号 14番
質問者 白石えつ子

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>乳幼児期から障がい児も含めた共育を充実したものに ノーマラゼーションの観点から障がい児も地域で共に育ちあうことが求められるようになったことで、子ども、子育て新制度、発達障害者支援法、障害者差別解消法、障害者総合支援法など様々な方策が整備されてきました。その中でもまだ先入観を持たない乳幼児期での関りがその後のお互いの生き方に大きく影響を与えていくと考えます。共にあそぶ、まなぶ環境について質問していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障がい児枠を設けている公立・私立保育所入所の際手帳所持の障がい児を加配する場合保育所側が受けられる補助制度はどのようなものか、私立幼稚園でも同様の補助制度は適用されているか伺う。 2 障がい児枠で平成29年度保育所に入所している児童数を公立、私立で伺う。 3 様々な障がい児を加配する保育士の資質や専門性は重要です。保育の質の向上を図る研修などは実施されていますか。講師の選定、プログラム内容、研修の成果は実践にどのように活かされていますか？ 4 保育所保育指針に、障害のある子どもの保育の項目に保育目標を達成するために「指導計画」を作成するとありますが、対象の児童にすべて作成されているのか伺う。 5. 就学時健診で全員対象に配布されている「就学支援シート」の作成と活用までの流れとシートの提出率を経年で伺う。

2.	<p>6. 0才から預けることができる保育所では、保護者が子どもの障がいを受容することが困難な場合どのようなケアをおこなっていますか、障がい児への理解はこれからの子ども達の人生を豊かにしていくと考えます。工夫されている啓発の実践例があれば伺う。</p> <p>7. 大阪府池田市の発達支援を受ける項目が月齢でわかるマップは、障がいの有無に関わらずすべての子どもを対象にしたツールとして活用されています。本市での支援もひとめで解ればこれこそ切れ目のない支援になります。進捗はどうか伺います。</p> <p>住宅セイフティネット制度の活用でハウジングプア（住まいの貧困）の解消を国会で2017年2月3日住宅セーフティネット法が閣議決定されたことは、住宅確保要配慮者も地域での住まいを確保しやすくなるためのものです。今後どの自治体も人口減少と高齢化は喫緊の課題です。高齢者を含めた要配慮者に向けたバリアフリーの住宅は健常者も高齢になればどこかにハンデを追う可能性があります。すべての人にやさしい住まいを提案していくためにも、空き家の利活用も地域の活性化に役立ちます。人とみどりはが響きあうまちづくりを進めていくための現状について質問していきます。</p> <p>1. 住宅セーフティネット機能強化の概要、住宅確保要配慮者の定義と対象者を伺う。</p> <p>2. 東村山市での住宅確保要配慮者の実態を把握されているか現状を伺う。</p> <p>3. 都の施策である高齢者の入所支援生活支援付すまい確保事業の概要を伺う。</p> <p>4. 住宅確保要配慮者がすまいを確保できない原因はなにか伺う。</p> <p>5. 新たな住宅セーフティネット制度実施を受け、所管はどこが中心になり空き家対策と絡め、検討していくのか伺う。</p> <p>6. 今64自治体で居住支援協議会が設置されている（東京都、千代田区、杉並区、江東区、板橋区、八王子市、調布市に設置）。本市では、居住支援協議会設置に向け研究、検討をしていくと昨年3月議会一般質問で答弁されているが、現状設置に向けた動きはあるか伺う。</p>
----	---